

津地区

# 合併協議会だより 第15号

平成16年6月1日 ●津地区合併協議会 ● ☎059 (229) 3450 ● FAX059 (229) 3451

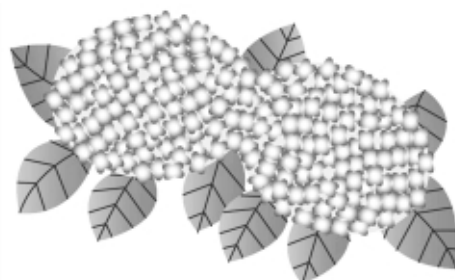


活発な議論が繰り広げられる協議会（津市役所大会議室）

## 公共料金などの取扱いを提案

～関係記事は5ページ以降～

第23回協議会で次回協議会の協議予定項目として、都市計画税、国民健康保険料、保育所入所負担金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、水道料金、公立幼稚園保育料の公共料金などの取扱いが提案されました。



### 目次

- |  |                                  |  |
|--|----------------------------------|--|
| 1 公共料金などの取扱いを提案                        | 4 第23回津地区合併協議会での議事               | 10 お便りのご紹介                               |
| 2 第22回津地区合併協議会での議事                     | 5 第23回津地区合併協議会での議事<br>公共料金などの取扱い | 11 合併協定項目<br>市町村合併についてご意見・<br>ご要望をお寄せ下さい |
| 3 第22回津地区合併協議会での議事<br>第23回津地区合併協議会での議事 | 6<br>公共料金などの取扱い                  | 12 最近の動き<br>協議会の開催予定<br>構成市町村の人口         |

## 第22回津地区合併協議会での議事

4月15日、津市センターパレスホールで第22回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、産業労働部会の3分科会の事務事業調整方針が報告され、すべて承認されました。

協議事項では、財産と自治会等の取扱い、また、各種事務事業の取扱いの中で人権施策や広報広聴関係などを協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

### ◆報告事項◆

議 題	結 果
①産業労働部会企業誘致分科会の事務事業調整方針について	①原案確認
②産業労働部会商業振興分科会の事務事業調整方針について	②原案確認
③産業労働部会農政分科会の事務事業調整方針について	③原案確認

### ◆協議事項◆

議 題	結 果
①財産の取扱いについて	①原案確認
②自治会等の取扱いについて	②原案確認
③各種事務事業の取扱いについて（人権施策）	③原案確認

議 題	結 果
④各種事務事業の取扱いについて（広報広聴関係）	④原案確認
⑤各種事務事業の取扱いについて（消防防災関係）	⑤原案確認
⑥各種事務事業の取扱いについて（窓口業務）	⑥原案確認
⑦各種事務事業の取扱いについて（建設関係）	⑦原案確認



協定項目の確認が進む協議会



#### 財産の取扱い

財産の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

市町村の所有する財産と債務は、すべて新市に引き継ぎます。



#### 自治会等の取扱い

自治会等の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

自治会等の取扱いは、自治会などの自主性を尊重しながら、混乱が生じることなく新市に移行できるように連絡調整に努めるとともに、新市

の自治会などの連合組織の設立に向けて必要な支援を行います。



#### 各種事務事業の取扱い （人権施策）

人権施策は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

新市でも人権尊重都市宣言を行うとともに、人権尊重に関する条例を制定し、一人ひとりの人権や個性などを大切に、互いに尊重しあえる社会の形成を目指し、人権啓発事業などに積極的に取り組みます。

人権施策基本計画は、合併後3年程度で策定します。

地方改善対策事業による施設（集会所・会館）の維持運営管理事業と人権・同和問題事業補助金（運動団

体など補助金）は、従来からの経緯や実績などに配慮し、新たに制度を制定します。

隣保館運営事業は、当分の間現行どおりとし、随時調整します。



#### 各種事務事業の取扱い （広報広聴関係）

広報広聴関係の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

新市の広報紙の発行は月2回とし、配布は自治会などを通じて行います。

ケーブルテレビ番組は、新たに番組を制作し、新市全域に放送します。

市政モニター制度は、津市の例により調整し、合併後にモニター制度や広域化に伴う運営の在り方について、見直しや検討をします。



### 各種事務事業の取扱い (消防防災関係)

消防防災関係の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

新市の消防本部は、現在の久居地区広域消防組合消防本部庁舎とします。



新市の消防本部庁舎

地域防災計画は、合併後速やかに策定します。

自主防災組織は、現行のまま新市に引き継ぎます。

交通安全活動団体は、合併時にそれぞれの組織活動に応じて一元化する方向で調整します。



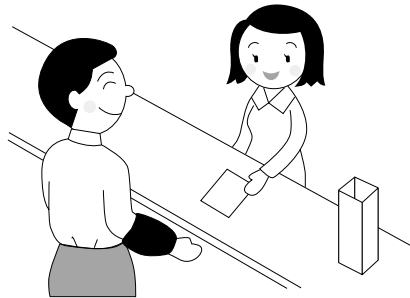
### 各種事務事業の取扱い (窓口業務)

窓口業務の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

窓口業務は、住民サービスが低下しないよう調整に努めます。

アストプラザオフィスとポルタひさいの駅前出張所の開館日などは現行どおりとします。

なお、ポルタひさいの駅前出張所の開所時間は、平日、土・日曜日、祝・休日とも午前8時30分とします。



### 各種事務事業の取扱い (建設関係)

建設関係の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認され

た内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

市町村道に認定されている道路は、新市で市道として引き継ぎます。合併後は、新たに認定基準を作成して統一的な認定業務を行い、認定時期は原則年1回とします。

新市で市道認定された道路や認定外道路で、主に生活道路として利用されている道路は、新設改良事業や維持管理事業に係る受益者負担は徴収しないこととします。



家賃体系を統一する公営住宅

公営住宅などの家賃は、平成17年度までは現行どおりとし、平成18年度から公営住宅法に基づく応能応益制度による新家賃体系に統一します。

ただし、新家賃体系への移行に伴う急激な負担増に対しては、負担調整を行います。

なお、美杉村の若者住宅は、現行のまま新市に引き継ぎます。

## 第23回津地区合併協議会での議事

4月28日、津市役所大会議室で第23回津地区合併協議会が開催されました。

協議事項は、議会の議員の定数と任期、農業委員会の委員定数と任期の取扱い、特別職の職員の身分の取扱いが協議されました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

### ◆協議事項◆

議 題	結 果
①議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	①継続協議
②農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	②原案確認
③特別職の職員の身分の取扱いについて	③原案確認



議員の身分について活発な議論が行われる



### 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数と任期の取扱いは、合併協議会で協議し決定すること、また、議員定数は38人を基本として調整することが提案されましたが、継続して協議することになりました。

### ◎地方自治法の規定による議員定数の上限

(地方自治法第91条第2項抜粋)

- 人口10万人以上20万人未満の市 …………… 34人
- 人口20万人以上30万人未満の市 …………… 38人
- 人口30万人以上40万人未満の市 …………… 46人

### 議会の議員の定数と任期の現況

(人)

市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	合計
人口	163,246	41,063	17,351	8,900	4,249	11,279	5,300	14,580	13,395	7,158	286,521
議員数	法定数	34	26	22	18	14	22	18	22	18	216
	条例定数	32	20	18	14	12	16	12	14	16	166
	現員数	32	20	18	14	12	16	12	14	16	166
任期満了日	H19.4.30	H19.5.14	H19.8.2	H17.4.30	H19.9.25	H20.1.14	H19.2.8	H19.4.29	H19.5.15	H19.4.30	—

※人口は平成12年国勢調査

### 議会の身分などに関する取扱い

	新設合併する場合の原則	合併特例法による定数特例	合併特例法による在任特例
議員の身分	構成市町村の廃止と同時に議員は失職	構成市町村の廃止と同時に議員は失職	構成市町村の協議により、合併後2年を越えない範囲で在任することができる
任期	設置選挙の日から4年	設置選挙の日から4年	合併後2年を越えない範囲で、協議で定める期間
定数	地方自治法の規定する定数(新市の人口に基づく)38人以内	設置選挙の際、構成市町村の協議により、地方自治法の規定する定数の2倍を超えない範囲内の定数 38人以内×2=76人以内	現在の構成市町村の議員定数166人
選挙期日	公職選挙法の規定により設置の日から50日以内	公職選挙法の規定により設置の日から50日以内	選挙は実施しない



### 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の委員の定数や任期の取扱いは、次のとおり確認されました。

新市に1つの農業委員会を置きます。

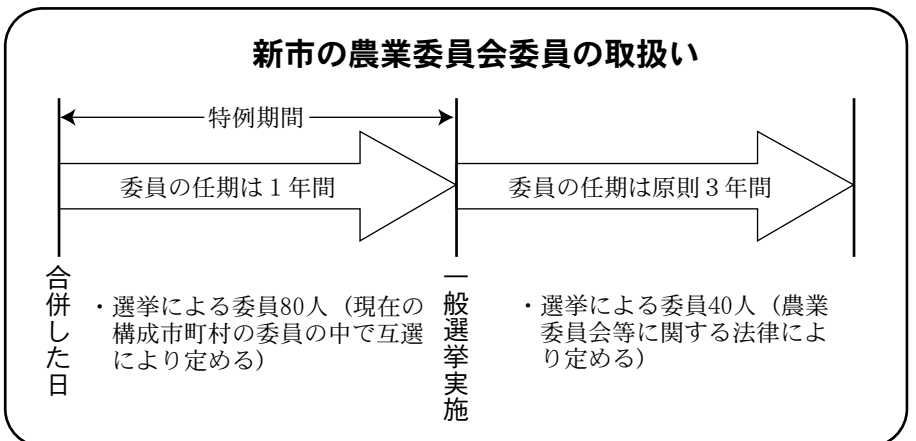
現在の構成市町村の農業委員会の選挙による委員の新市での委員定数は、市町村の合併の特例に関する法律(以下、合併特例法)第8条第1項の規定による特例を適用し、在任する委員数は80人で、互選により引き続き在任する委員を定めることとします。

在任期間は、合併した日から1年間とします。

なお、合併特例法適用期限後の次の一般選挙からの委員定数は、農業委員会等に関する法律に基づき40人

とします。

また、選挙区と各選挙区で選挙する委員定数は、特例法適用期限後の次の一般選挙までの出来るだけ早い時期に調整を行います。





### 特別職の職員の身分の取扱い

市町村長、助役、収入役、水道事業管理者などの常勤の特別職の職員と教育長の身分の取扱いは、地方自治法などの法令の定めるところによること。

教育委員会委員、選挙管理委員会

委員、固定資産評価審査委員会委員などの非常勤の特別職の職員の身分の取扱いは、法令に定めるほか、それぞれの職の設置の必要性などを勘案し構成市町村長が調整を行うこと。

新市発足後、新市の市長が選挙されるまでの職務執行者は、構成市町村長が協議して定めることがそれぞれ確認されました。



## 公共料金などの取扱い

第23回協議会で提案された公共料金などの取扱いは、構成市町村の職員で構成する専門部会、幹事会などで、新市としての速やかな融和や一体感の確保、住民サービスの維持向上、また、住民サービスの公平性や健全な財政運営の確保などを考慮しながら議論を重ねてま

とめられた内容です。

住民のみなさんにとって、負担やサービスなどに大きく関わる重要な項目であり、今後協議会で協議されます。

内容は、それぞれ次のとおりです。

### 都市計画税の取扱い

都市計画税は、津市の例により合併と同時に市街化区域の土地と家屋に税率0.3%の都市計画税を課税すること。

ただし、久居市、河芸町、香良洲町の市街化区域は、合併特例法第10条の規定により平成21年度までの間に限って課税免除とすることが提案されました。

なお、都市計画税は、都市計画税が課税されている市街化区域において、下水道事業や街路事業、区画整理事業などを実施する別枠の財源とします。

現在、構成市町村の中で市街化区域があるのは津市、久居市、河芸町、香良洲町で、津市は市街化区域の土地と家屋に対して0.3%の税率で課税を行っています。

### 都市計画税とは

都市計画税とは、地方税法により、市町村の都市計画事業、または、土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の都市計画区域の中で、原則として市街化区域内に所在する土地と家屋に対して課税することができる目的税です。



#### 合併特例法（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し、著しい不均衡があるため、または、市町村の合併により承継した財産の価格もしくは負債の額について、合併関係市町村相互の間で著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合は、市町村の合併が行われた日の属する年度およびこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと、または、不均一の課税をすることができる。

#### 都市計画税の課税状況

市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
税率	0.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	市街化区域 設定あり	市街化区域 設定あり	市街化区域 設定あり				市街化区域 設定あり			

## 国民健康保険料の取扱い

国民健康保険料は、合併と同時に新たに制度を制定することとし、市町村で差異があるものは合併時に統一することが提案されました。

賦課方法は、津市、河芸町の例に

より保険料とすること。

賦課方式は、医療分と介護分とも津市の例により、均等割、平等割、所得割の3方式とすること。

賦課割合は、応能割50%、応益割50%とすること。

料率は、平成15年度の決算状況や医療費の動向を見極めながら算定することが提案されました。



## 国民健康被保険者数と保険料の現況

市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
被保険者数(人)	52,012	12,615	5,825	2,998	1,425	3,202	2,057	4,859	5,010	3,635
1人当たりの保険料(円)	80,618	79,332	72,997	65,408	79,849	66,718	67,786	71,724	72,673	66,361

※平成14年度本算定時の数字

## 保育所入所負担金の取扱い

保育所入所負担金は、合併と同時に新たに制度を制定し、国徴収金額

の合計の概ね72%（構成市町村の平成13年度実績の加重平均）で徴収する方向で調整すること。

階層区分は、国の階層区分を原則とし、市町村の現況を踏まえ細分化を図ること。

ただし、細分化により入所負担金が大幅に上昇する区分は経過措置を講じることが提案されました。

現在市町村の保育料は、所得別に国で定めた徴収基準額を基にそれぞれ独自に決めて徴収しています。

## 保育所入所負担金の取扱い

[単位：円/月額、( )内は%]

市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
現行平均保育料と国徴収金額に対する比率	24,157 (79.2)	19,226 (61.4)	20,431 (72.3)	19,862 (65.3)	27,390 (82.4)	24,036 (59.7)	21,957 (70.2)	22,527 (70.3)	15,635 (50.5)	16,764 (51.6)
国徴収金額に対する比率を72%とした場合の平均保育料	21,973	22,546	20,359	21,892	23,944	29,006	22,527	23,060	22,274	23,387

※平成13年度実績



## 下水道使用料の取扱い

下水道使用料は、合併と同時に久居市の使用料体系で調整すること。

ただし、新市の下水道事業に支障がないように、新市で新たに策定す

る下水道事業計画を踏まえて、合併後3年を目途に料金改定の検討をすることが提案されました。

現在市町村で使用料金体系や使用料単価には差異があり、水道の使用水量に応じて算定しているところや戸数割、人数割りにより算定しているところもあることから、調整が必

要です。

下記の表は、現行の使用料の現況と新市の使用料体系として提案された久居市使用料との差をまとめたものです。



### 下水道使用料の取扱い

[単位：円/月額、消費税込、△は減]

区分	津市		久居市		河芸町				芸濃町		香良洲町		一志町		白山町	
	現行使用料	久居市使用料との差	現行使用料	久居市使用料との差	浜田		千里ヶ丘		現行使用料	久居市使用料との差	現行使用料	久居市使用料との差	現行使用料	久居市使用料との差	現行使用料	久居市使用料との差
					現行使用料	久居市使用料との差	現行使用料	久居市使用料との差								
10m <sup>3</sup>	735	△53	682	0	3,200	△2,518	850	△168	2,360	△1,678	525	157	1,260	△578	3,150	△2,468
20m <sup>3</sup>	2,310	△420	1,890	0	3,200	△1,310	1,750	140	2,360	△470	1,365	525	2,625	△735	4,200	△2,310
25m <sup>3</sup>	3,202	△709	2,493	0	3,200	△707	2,200	293	2,360	△133	1,890	603	3,307	△814	4,720	△2,227
30m <sup>3</sup>	4,095	△998	3,097	0	3,200	△103	2,650	447	2,360	737	2,415	682	3,990	△893	5,250	△2,153
40m <sup>3</sup>	6,142	△1,522	4,620	0	3,200	1,420	3,750	870	2,360	2,260	3,780	840	5,565	△945	6,300	△1,680
50m <sup>3</sup>	8,190	△2,048	6,142	0	3,200	2,942	4,850	1,292	2,360	3,782	5,512	630	7,140	△998	7,350	△1,208

※1戸当たり4人世帯の場合。芸濃町、美里村、美杉村は未設定。

## 農業集落排水施設使用料の取扱い

農業集落排水施設の使用料は、合併と同時に基本料金2,000円、人数割300円（消費税は除く）に一元化する方向で調整することが提案されま

した。

ただし、新市における農業集落排水事業が適切に運営できるよう、新市移行後3年程度を目途に料金改定などの検討を行います。

8ページの表は、現行の農業集落排水施設使用料と新しい使用料との差をまとめたものです。



### 農業集落排水施設使用料算定方法の取扱い

新市	津市	河芸町	芸濃町※①	美里村	芸濃町	一志町※②	美杉村
基本料金 2,000円＋ 人数割り (300円/人)	基本料金 2,000円＋ 人数割り (500円/人)	基本料金 2,000円＋ 人数割り (300円/人)	施設の維持管理費の平均割 (4/10)＋ 人口割(6/10)	基本料金 2,000円＋ 人数割り (300円/人)	基本料金 2,000円＋ 人数割り (300円/人)	基本料金 ＋ 従量制	基本料金 2,000円＋ 人数割り (300円/人)

※①芸濃町の農業集落排水施設平均使用料（平均割1,352円、人口割537円）

※②一志町の基本料金（10m<sup>3</sup>まで1,200円、11～30m<sup>3</sup>まで1m<sup>3</sup>当たり130円、31～50m<sup>3</sup>まで1m<sup>3</sup>当たり150円、51～100m<sup>3</sup>まで1m<sup>3</sup>当たり170円、101m<sup>3</sup>以上1m<sup>3</sup>当たり190円）

農業集落排水施設使用料の取扱い

[単位：円/月額、消費税込、△は減]

津市		河芸町		芸濃町			美里村		安濃町		一志町		美杉村	
現行使用料	新使用料との差	現行使用料	新使用料との差	現行使用料		新使用料との差	現行使用料	新使用料との差	現行使用料	新使用料との差	現行使用料	新使用料との差	現行使用料	新使用料との差
4,200	△840	3,200	160	北神山	3,580	△220	3,360	0	3,360	0	3,718	△358	3,200	160
				林川原	4,290	△930								
				萩野	2,860	500								
				林	2,290	1,070								
				楠原	3,180	180								
				岡本	3,700	△340								
				多門	4,330	△970								
				小野平	3,880	△520								

※1戸当たり4人世帯の場合。一志町は、15年度調定見込額の平均で算出。

水道料金の取扱い

水道料金は、上水道・簡易水道とも合併と同時に津市の料金体系で調整し、美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道は現行どおりとすること。

ただし、新市において水道事業の運営に支障がないように、新市で新

たに策定する水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定を検討することが提案されました。

現在市町村では、それぞれ上水道や簡易水道で給水を行っています。

下記の表と9ページの表は、構成市町村の給水戸数全体の96%を占めている口径13mmと20mmの使用水量別の現行料金の状況と新市の料金体系として提案された津市料金との差をまとめたものです。



使用水量別料金の取扱い（上水道）

[単位：円/月額、消費税込、△は減]

口径		口径13mm					口径20mm				
		10m³	20m³	25m³	30m³	40m³	10m³	20m³	25m³	30m³	40m³
津市	現行料金	945	1,890	2,703	3,517	5,250	1,365	2,310	3,123	3,937	5,670
	津市料金との差	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久居市	現行料金	997	2,310	2,966	3,622	5,145	997	2,310	2,966	3,622	5,145
	津市料金との差	△52	△420	△263	△105	105	368	0	157	315	525
河芸町	現行料金	1,200	2,600	3,300	4,000	5,600	1,200	2,600	3,300	4,000	5,600
	津市料金との差	△255	△710	△597	△483	△350	165	△290	△177	△63	70
芸濃町	現行料金	1,300	2,800	3,950	4,950	7,450	1,800	5,300	7,050	8,800	12,300
	津市料金との差	△355	△910	△1,247	△1,433	△2,200	△435	△2,990	△3,927	△4,863	△6,630
安濃町	現行料金	1,312	2,677	3,570	4,462	6,772	1,312	2,677	3,570	4,462	6,772
	津市料金との差	△367	△787	△867	△945	△1,522	53	△367	△447	△525	△1,102
香良洲町	現行料金	1,134	2,268	3,244	4,221	6,300	1,638	2,772	3,748	4,725	6,804
	津市料金との差	△189	△378	△541	△704	△1,050	△273	△462	△625	△788	△1,134
一志町	現行料金	1,890	3,780	4,725	5,670	7,770	1,890	3,780	4,725	5,670	7,770
	津市料金との差	△945	△1,890	△2,022	△2,153	△2,520	△525	△1,470	△1,602	△1,733	△2,100
白山町	現行料金	2,625	4,620	5,617	6,615	8,610	2,625	4,620	5,617	6,615	8,610
	津市料金との差	△1,680	△2,730	△2,914	△3,098	△3,360	△1,260	△2,310	△2,494	△2,678	△2,940



使用水量別料金の取扱い（簡易水道）

〔単位：円／月額、消費税込、△は減〕

口 径		口径13mm					口径20mm				
区 分		10m³	20m³	25m³	30m³	40m³	10m³	20m³	25m³	30m³	40m³
久居市	現 行 料 金	997	2,310	2,966	3,622	5,145	997	2,310	2,966	3,622	5,145
	津市料金との差	△52	△420	△263	△105	105	368	0	157	315	525
美里村	現 行 料 金	1,470	2,730	3,410	4,090	5,460	1,470	2,730	3,410	4,090	5,460
	津市料金との差	△525	△840	△707	△573	△210	△105	△420	△287	△153	210
白山町 (青山)	現 行 料 金	3,937	3,937	5,250	6,562	9,187	3,937	3,937	5,250	6,562	9,187
	津市料金との差	△2,992	△2,047	△2,547	△3,045	△3,937	△2,572	△1,627	△2,127	△2,625	△3,517
白山町 (元取・福田山)	現 行 料 金	1,522	2,782	3,412	4,042	5,302	1,522	2,782	3,412	4,042	5,302
	津市料金との差	△577	△892	△709	△525	△52	△157	△472	△289	△105	368
美杉村 (村管理)	現 行 料 金	2,625	3,937	4,593	5,250	6,562	2,625	3,937	4,593	5,250	6,562
	津市料金との差	△1,680	△2,047	△1,890	△1,733	△1,312	△1,260	△1,627	△1,470	△1,313	△892
美杉村 (地元管理)	現 行 料 金	1,000	1,250	1,375	1,500	1,750	1,000	1,250	1,375	1,500	1,750

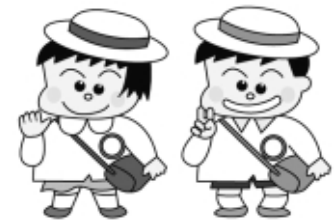
※美杉村の地元（簡易水道利用組合）が管理する簡易水道料金は現行どおり。  
 ※区分50m³、100m³、200m³の料金の取扱いは、ホームページでご覧頂くことができます。

公立幼稚園保育料の取扱い

公立幼稚園保育料は、合併と同時に津市の例により月額6,000円で調整すること。

また、合併後は教育内容の充実と職員の適正配置を図り、地域格差をなくすよう努めること。

主任と養護教諭は、現状の職員数を基本にして園児数と地域特性などを考慮して配置することが提案されました。



公立幼稚園保育料の現況

〔単位：円／月額〕

市町村名	津 市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
保 育 料	6,000	5,200	5,200	5,500	5,800	5,500	5,500	5,500	5,000	5,500

公立幼稚園数と職員数の現況

〔（人）平成16年4月1日現在〕

市町村名	津 市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
幼稚園数	16園	7園	4園	4園	1園	4園	1園	4園	4園※②	0園※③
職 員 数	園 長	16	7	4	4	1	4	1	4	0
	副 園 長	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	主任(うち担任兼務)	16(3)	0	4(0)	4(3)	1(0)	4(4)	2(2)	2(2)	0
	養護教諭	12※①	0	0	0	0	0	0	0	0
	教諭(正規)	32	19	6	5	4	6	4	7	5
	教諭(臨時)	3	13	3	7	0	5	0	10	4
	用務(正規)	0	0	0	0	0	4	0	0	0
	用務(臨時)	0	7	0	0	0	0	0	2	0
事務等(臨時)	16	0	0	0	0	0	0	0	0	
職員の合計	95	47	17	20	6	23	7	25	13	

※①臨時1人を含む。※②1園休園中。※③平成16年度1園休園。

# お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。お便りの中から、要約整理してご紹介します。



- ・市町村合併へ向けての協議が進んでいるようですが、住民への説明が不足していると感じる。住民が納得できる進め方が大切だ。
- ・新市の議員定数は出来る限り削減し、削減による予算で福祉や教育の分野に使うべきだ。
- ・地域を発展させるためにも、1日も早く合併が実現することを望む。
- ・新市では、早急に下水道整備をしてほしい。
- ・合併により市街地以外の地域住民も、公的施設がさらに活用しやすくなるように配慮してほしい。
- ・議員定数と任期の取扱いですが、在任特例を適用することは合併の意義に反しており、民意を反映したものではない。協議会での真剣な議論をお願いしたい。
- ・現在の厳しい経済状況の中で、民間ではリストラが進み、再就職も大変難しくなっています。職員や議員の人件費を見直してほしい。
- ・新市の事務所の位置は現在の津市役所ということですが、地方の建物も有効に活用し、主要な部署を中央ばかりに置くことなく、バランスの取れた行政をしてほしい。地方に活力があれば、中央も自然に良くなると思う。
- ・町村には顔の見える小さな地域ならではの良さがあります。合併しても地域の独自性は残してほしい。
- ・在任特例と定数特例には反対である。合併と同時に法定定数の38人で選挙を実施すべきだ。
- ・中学校の学校給食は、栄養のバランス面などからも新市全体で実施してほしい。
- ・合併して市域が大きくなると、地域独自のサービスが低下するのではないかと。また、議会も広域では問題意識が薄れるのではないかと。

\*紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

＜平成16年4月1日から4月末日到着分まで(件)＞

市町村名	お便り件数	男	女	不明	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
津市	19	10	8	1	—	3	3	4	4	3	—	2
久居市	9	3	6	—	1	3	1	—	1	2	—	1
河芸町	9	7	2	—	—	1	1	2	3	2	—	—
芸濃町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
美里村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安濃町	2	2	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—
香良洲町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一志町	6	5	1	—	—	—	1	2	2	—	—	1
白山町	3	2	1	—	—	—	1	—	—	—	—	2
美杉村	5	5	—	—	—	—	1	3	—	—	—	1
不明	5	—	1	4	—	—	—	—	1	—	—	4
合計	58	34	19	5	1	8	8	11	12	7	0	11
平成15年4月分からの合計	868	517	266	85	11	80	105	138	215	171	21	127

# 合併協定項目

## 協議の進ちよく状況

(平成16年4月28日現在)

津地区合併協議会では、協議会規約の規定に基づいて、合併するために必要な次の項目（合併協定項目）について現在協議を進めています。  
協議の進ちよく状況は、合併協議会だよりの各号で住民のみなさんにお知らせ  
しています。  
なお、合併協定項目は変更や追加される場合があります。

- 合併の方式
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の事務所的位置
- 財産の取扱い
- ◎議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- ★地方税の取扱い
- 地域審議会の取扱い
- 一般職の職員身分の取扱い
- 特別職の職員身分の取扱い
- 条例、規則等の取扱い
- 事務組織及び機構の取扱い
- ★一部事務組合等の取扱い
- ★使用料、手数料等の取扱い
- 公共的団体等の取扱い
- 附属機関の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い
- 町、字の区域及び名称の取扱い
- 慣行の取扱い
- ★国民健康保険事業の取扱い
- ★介護保険事業の取扱い
- 消防団の取扱い
- 自治会等の取扱い
- 各種事務事業の取扱い
- 男女共同参画関係
- 人権施策
- 国内・国際交流関係
- 電算システム関係
- 広報広聴関係
- ★納税関係
- 消防防災関係
- 交通関係
- 窓口業務
- ★保健衛生関係
- 診療所(直営)
- 障害者福祉事業
- ★高齢者福祉事業
- 児童福祉事業
- 生活保護事業
- ★その他の福祉関係
- ★ごみ対策関係
- ★環境対策関係
- ★農林水産関係
- ★商工・観光関係
- ★都市計画関係
- 建設関係
- ◎下水道事業
- ◎上水道事業
- 市立学校の通学区域
- ★学校教育関係
- ★文化振興関係
- ★生涯学習関係
- 社会福祉協議会
- ★その他
- 新市建設計画

### 印の見方

- 基本方針がすべて確認された項目
- ★基本方針の一部が確認された事項
- ◎提案された項目
- 今後協議される項目

## 市町村合併について

### ご意見・ご要望を お寄せください

津地区合併協議会では、住民のみなさんから市町村合併に関する幅広いご意見やご要望をいただきながら、今後の協議に役立てたいと考えています。  
すでに多くのご意見をお寄せいただいております。こうしたご意見は事務局で取りまとめ、今後の紙面のできる限りご紹介していきます。

●性別 男 ・ 女 ●年齢 歳

●住所 津市 ・ 久居市 ・ 河芸町  
芸濃町 ・ 美里村 ・ 安濃町  
香良洲町 ・ 一志町 ・ 白山町  
美杉村 ・ その他( )

▼次のご意見を公表してもよろしいですか  
は い ・ いいえ

1606

### ▼ご意見欄

（切り取り線）

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

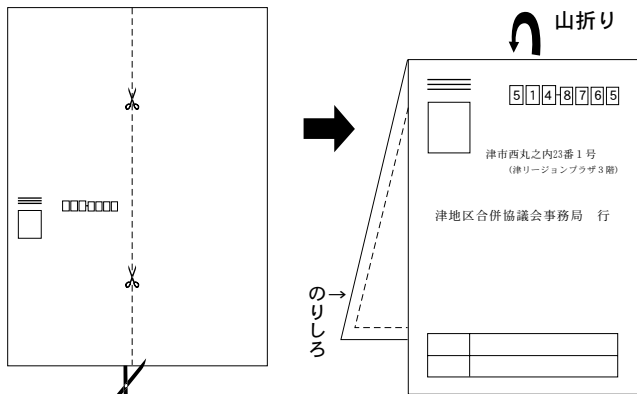
ご協力ありがとうございました。

## 返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



切り取り線に沿ってページから切り離します。

のりでとめてください。

～みんなで考えよう！市町村合併～

（山折り）



5 1 4 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号

（津リージョンプラザ3階）

差出有効期間  
平成17年3月  
末日まで有効

●切手不要

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

## 最近の動き

- 5月13日 第24回津地区合併協議会を開催
- 27日 第25回津地区合併協議会を開催
- 6月1日 合併協議会だより第15号を発行

## 協議会の開催予定

- 第26回津地区合併協議会  
とき 6月10日(木)、午後6時～  
ところ 津市センターパレスホール(津センターパレス5階)
- 第27回津地区合併協議会  
とき 6月23日(水)、午後1時～  
ところ 津市センターパレスホール(津センターパレス5階)

※変更する場合がありますので、傍聴を希望される人は、事前に事務局へご確認ください。

## 構成市町村の人口

290,359人

津市	164,557人	安濃町	11,513人
久居市	41,665人	香良洲町	5,515人
河芸町	18,306人	一志町	15,235人
芸濃町	8,715人	白山町	13,510人
美里村	4,301人	美杉村	7,042人

平成16年3月31日現在の人口(外国人を含む)。  
ただし、津市、河芸町、香良洲町は、平成16年4月1日現在。

## 編集/発行

### 津地区合併協議会事務局

（津リージョンプラザ3階）

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450 / FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>